

家庭ごみ有料化に向けた 基本的な考え方

令和 7 年 7 月31日

富山市環境部廃棄物対策課

目 次

第1章 本市のごみ処理の現状

(1) ごみ排出量	1
(2) ごみ処理経費	3
(3) ごみの組成	4
(4) ごみの減量化・資源化に向けた主な取り組み	6
(5) 有料化制度導入の必要性	7

第2章 家庭ごみの有料化制度について

(1) 家庭ごみの有料化とは	8
(2) 国の動向	8
(3) 全国の有料化実施状況	9
(4) ごみ減量の効果	9
(5) これまでの経過	10
(6) 期待する効果	11

第3章 家庭ごみの有料化制度の基本的な考え方について

(1) 有料化の対象品目	12
(2) 負担軽減措置	12
(3) 有料化の方法	12
(4) 手数料の料金体系	13
(5) 専用ごみ袋の種類	13
(6) 手数料の水準	14
(7) 世帯負担額の試算	14
(8) 今後のスケジュール（案）	15

第4章 有料化制度の導入と併せて検討する事項

(1) 手数料収入の用途	16
(2) 導入に向けた課題とその対応	16
(3) 市民への制度周知等	17
(4) 制度の評価と見直しの考え方	17

第1章 本市のごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

- ① 本市のごみの総排出量は、人口減少、市民・事業者の分別協力等で減少傾向です。
(特に、生活系ごみは、市町村合併後、約 24.9% 減量しています。)
- ② 令和 5 年度の市民 1 人 1 日あたりの「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の排出量は 527 g で、本市特有の要因もあり、全国平均を約 10.9% 上回っています。

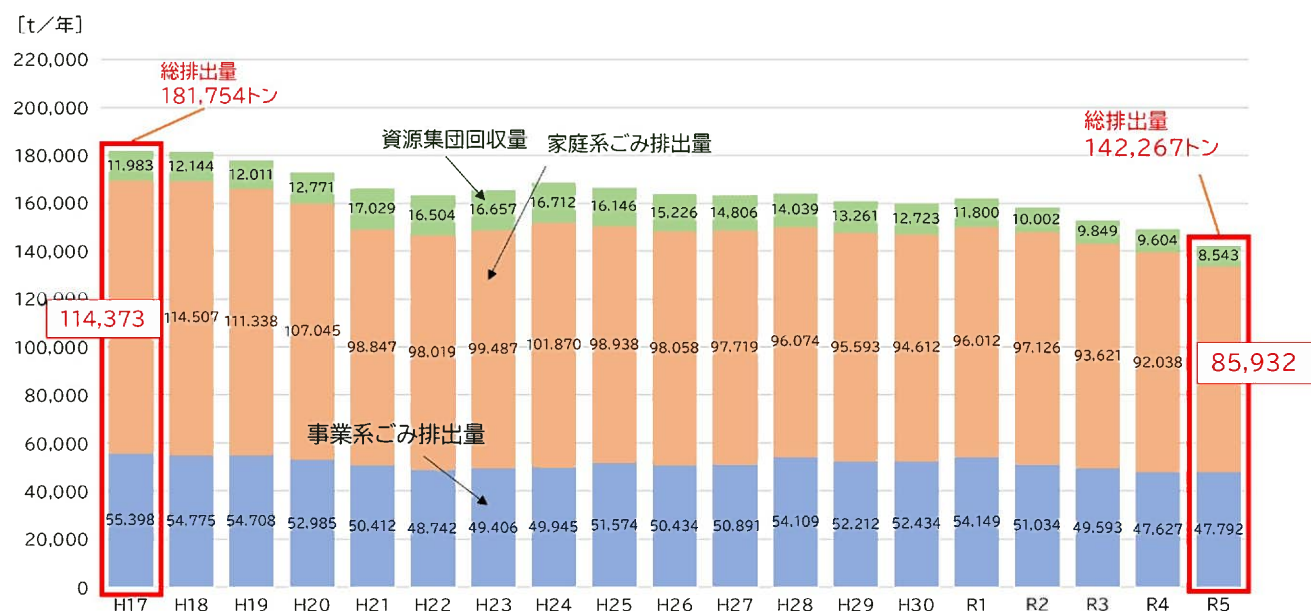
ア. 本市のごみの総排出量の推移

令和 5 年度の本市の人口は約 40 万 7 千人で、市町村合併後 18 年間で約 1 万 4 千人 (約 3.3%) 減少しています。

また、令和 5 年度のごみの総排出量は約 14 万 2,200 t で、同じく約 3 万 9,500 t (約 21.7%) 減少しており、特に生活系 (家庭系) のごみは、約 24.9% 減少しています。

なお、資源物の集団回収量は、新型コロナウイルス感染症の流行やペーパーレス化の進展などの影響で、近年減少が続いています。

【富山市のごみの排出量の推移 (H17～R5)】



増減率	総排出量	▲21.7%	資源集団回収量	▲28.7%
	家庭系ごみ排出量	▲24.9%	事業系ごみ排出量	▲13.7%

イ. 市民1人1日あたりの燃やせるごみ・燃やせないごみ排出量の推移

令和5年度の市民1人1日あたりの「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の排出量は527g/日で、全国平均（475g/日）より52g/日（10.9%）多くなっています。

(単位: g)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
富山市	577	575	568	566	559	573	585	566	565	527
全 国	521	516	507	505	505	509	520	508	496	475

↑ 全国平均を
10.9%
上回る

《参考》市民1人1日あたりのごみの排出量の内訳（R5年度）

ごみ総排出量 984g（家庭系ごみ排出量+資源集団回収量+事業系ごみ・資源物排出量） *環境省「一般廃棄物処理実態調査」より				
家庭系ごみ 639g（家庭系ごみ排出量+資源集団回収量）				
家庭系ごみ排出量 581g				事業系ごみ・資源物排出量
燃やせるごみ 499g	資源物 46g	直接埋立ごみ等 8g	資源集団回収量 58g	345g
燃やせないごみ 28g	容器包装、古紙、 布類、小型廃家電、 廃食用油 など			
合計 527g				

【R12 国の目標値 478g】

【R8 市の目標値 514g】

(※) 資源物は、行政回収分のみで、スーパーなどの自主回収分は含まれていない。

《参考》本市のごみ排出量が全国平均を上回る背景

本市のごみ排出量が多い背景として、次の地域特性による要因が推測されます。

- (1) 世帯の収入が多い（2人以上の世帯のうち勤労者世帯：全国13位）
世帯の消費支出が多い（2人以上の世帯の消費支出：全国4位）
- (2) 持家率が高く、敷地面積も広い（持家率：県は全国3位 74.9%（令和5年））
→ 座布団やクッションなどの室内装備品の支出が多い（全国1位）
→ 園芸用品の支出が多い（全国1位）
- (3) 共働き世帯が多い（共働き世帯の割合：県は全国4位（R2年度国勢調査））
→ 惣菜・材料セット、冷凍食品への支出が多い（全国1位）

データ引用：富山県ホームページ
令和5年平均 富山市の家計調査の結果（家計支出編）から～家計簿からみた富山のファミリーライフ～
「令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計結果（確定値）（富山県分）の概要」

(2) ごみ処理経費

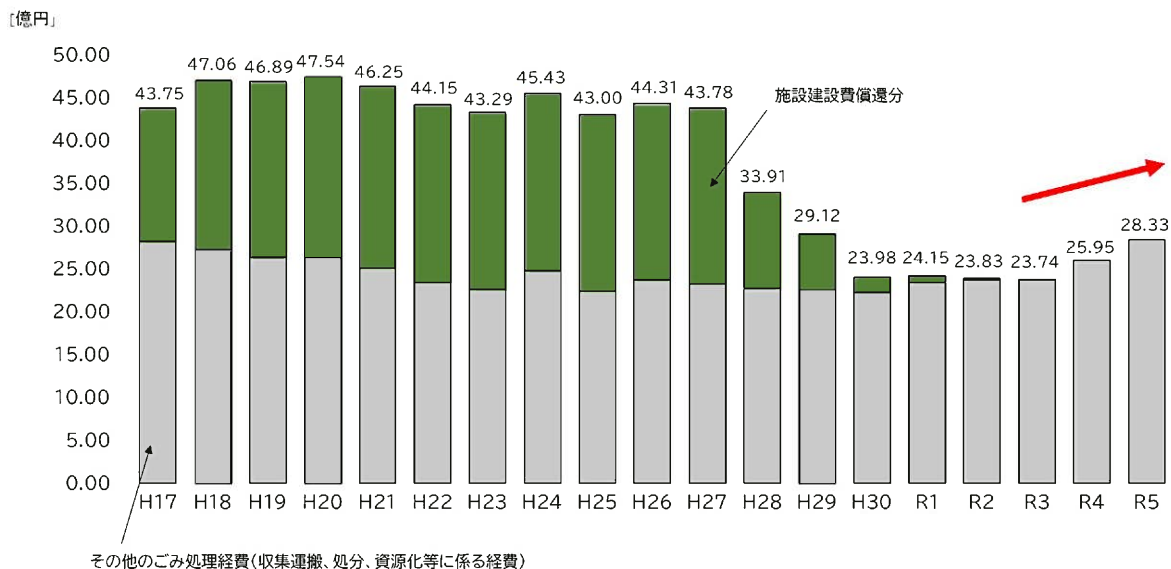
- ① 本市のごみ処理経費は、焼却施設（広域圏クリーンセンター等）の建設費償還終了に伴い、年額 28 億円余りとなっています。
- ② 市民 1 人あたりのごみ処理経費は、施設建設費の償還終了やステーション方式の採用による効率的な収集体制等の影響により、中核市 62 市中 2 番目に低い年約 7,000 円となっています。（中核市平均 15,300 円）
- ③ 近年は、燃料費や人件費の高騰によりごみ処理経費は増加傾向です。

ア. ごみ処理経費の推移

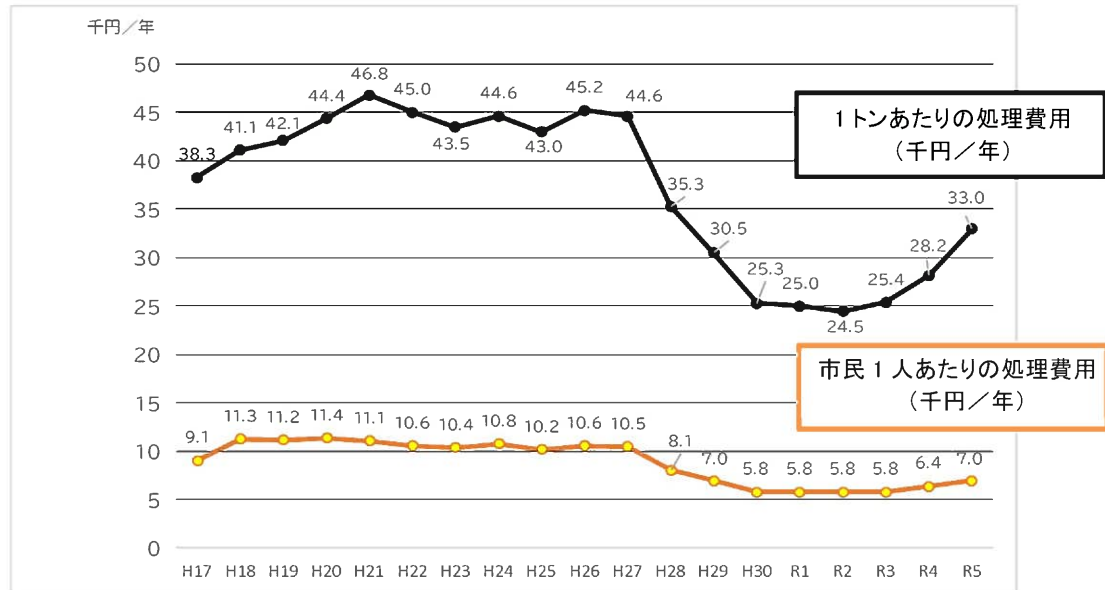
ごみ処理経費には、家庭から出る「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」、「資源物」に係る収集運搬経費、富山地区広域圏事務組合の施設に係る建設費償還金及び焼却・破碎（中間処理）に係る経費のほか、最終処分場での埋立に係る経費等が含まれています。

平成 17 年度の市町村合併当時は約 43 億 7,500 万円となっており、以降、43 億円から 47 億円程度で推移してきました。平成 28 年度以降は富山地区広域圏事務組合の中間処理施設であるクリーンセンター及びリサイクルセンターの建設費の償還が順次終了したことで、処理経費は一時的に減少しましたが、令和 4 年度以降は、クリーンセンターの売電収入の減少や燃料費・人件費の高騰により、ごみ処理に要する経費は増加傾向にあり、今後、本市の財政的な負担の増加が予想されています。

【ごみ処理経費の推移（H17～R5）】



【1トンあたり・1人あたりの処理経費の推移】



(3) ごみの組成

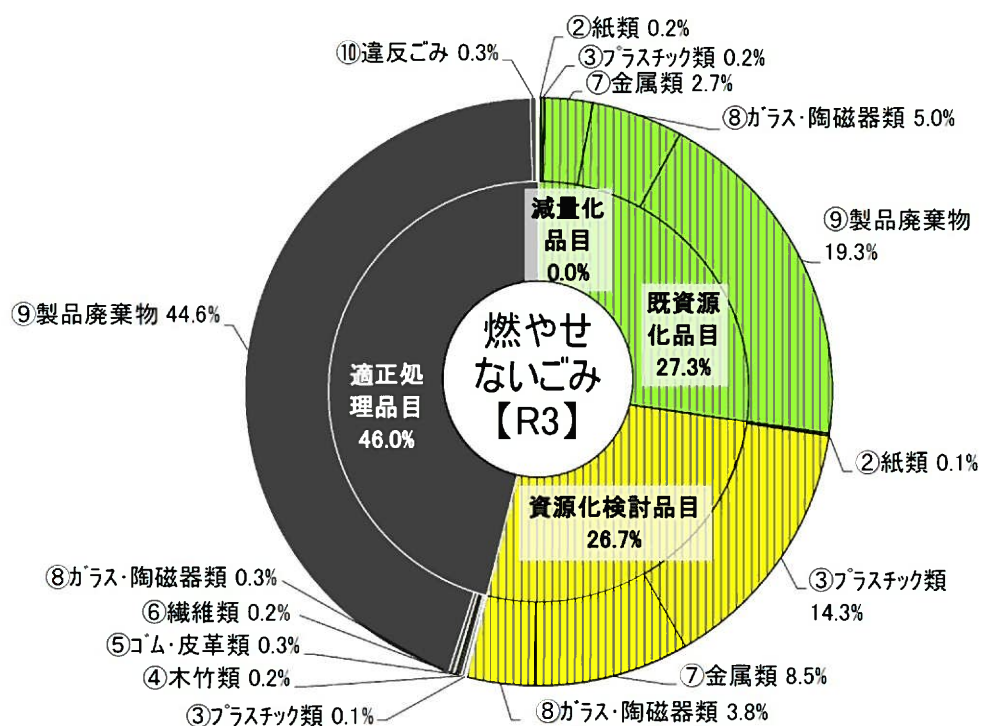
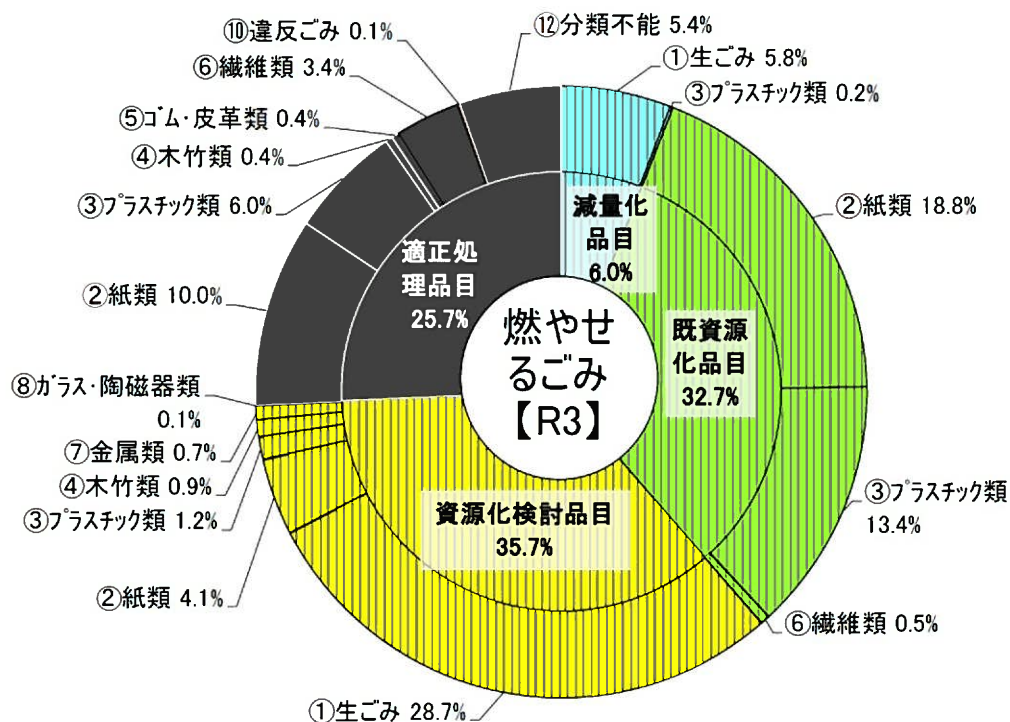
- ① 「燃やせるごみ」には、「生ごみ」が34.5%、「紙類」が32.9%、「プラスチック類」が20.7%含まれています。
- ② 「燃やせるごみ」の中には、「ごみの減量化が期待できる品目（減量化品目）」や「既資源化品目」が、合わせて全体の約39%の割合で混入しています。
- ③ 「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」とともに、更なる分別の徹底でごみの減量化、資源化が期待できます。

令和3年7月に実施した生活系ごみの組成調査では、「燃やせるごみ」のうち、手付かずの食品や食べ残しといった減らすことができる「減量化品目」、新聞や段ボール、プラスチック製容器包装等の既に資源物として分別回収している「既資源化品目」が全体の38.7%を占めていました。また、「燃やせないごみ」においても同様に「既資源化品目」が、全体の27.3%を占めていました。

本市のごみの種類（分別品目）について

- ◎燃やせるごみ ◎燃やせないごみ ◎資源物（※）11種に分けて回収
- ①空き缶 ②空きびん[無色、茶色、その他色] ③ペットボトル
 - ④プラスチック資源 ⑤新聞 ⑥段ボール ⑦雑誌・雑紙（紙製容器包装を含む）
 - ⑧衣類 ⑨小型廃家電 ⑩水銀使用製品 ⑪廃食用油

【令和3年7月 生活系ごみ組成調査】



「資源化検討品目」とは…今後新たに分別排出することで資源化が期待できる品目
「適正処理品目」とは……適正な分別排出がされていない品目

(4) ごみの減量化・資源化に向けた主な取り組み

- ① 本市は、ごみの減量化やリサイクルの促進を目的として、これまでも、他都市に先駆けて様々な施策に積極的に取り組んできており、令和5年度のリサイクル率は21.7%（中核市平均は17.9%） ※中核市62市中、高いほうから10番目
- ② 令和5年7月の市民意識調査では、市民の71.8%が「家庭ごみの減量化に普段から取り組んでいる」と回答し、市民の高い環境意識が醸成されています。

主な取り組み（開始年度）

●資源集団回収活動事業（S54）

- ・ 地域が主体となり資源物の分別回収を実施しています。

●資源物ステーション運営事業（H13）

- ・ 土日・祝休日における資源物の排出機会の創出を図るため、資源物ステーションを開設。現在、市内8か所で資源物10品目を回収しています。

●可燃ごみ固形燃料化事業（H20）

- ・ 資源集団回収で回収した衣類を、市内の民間リサイクル施設で固形燃料化しています。

●3R推進スクール事業（H21）

- ・ 幼児や小学校4年生を対象に、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を紹介する課外授業を実施しています。

●おいしいとやま食べきり運動（H21）

- ・ 「残さず食べきる」食べきり運動を展開しています。

●廃食用油の回収（H22）

- ・ 地区センターや行政サービスセンターに専用回収容器を設置し、分別回収しています。

●プラスチック資源一括回収（R6）

- ・ プラスチック製容器包装に加え、プラスチック製品を一括回収し、再商品化しています。
➡ 令和6年度のプラスチック回収量は223.7t（9.6%）増加しました。

●地域循環型生ごみ堆肥化モデル事業（R6）

- ・ 富南会館に生ごみ処理機を設置し、地域住民の活用による新たな資源循環の仕組みづくりの構築を図る実証事業を実施しています。（処理能力30kg/日、液肥の活用）

●ダンボールコンポスト普及啓発事業（R6）

- ・ ダンボールコンポスト等の啓発講座を実施しています。

●紙製容器包装と雑誌・雑紙の一括回収（R7）

- ・ 紙製容器包装と雑誌・雑紙を一括して分別回収し、回収率の向上を図ります。

(5) 有料化制度導入の必要性

① 将来世代への責任を果たします。

本市の一般廃棄物の排出量は、これまで、市民・事業者・行政が協働して各種施策に取り組んできた結果、年々着実に減少しています。しかしながら、ごみの処理経費の削減や既存施設の延命化、将来施設のコンパクト化を図るためには、ごみの排出量をさらに抑制することが必要です。

環境先進都市として、また、将来世代への責任の持てる富山市を実現するため、持続可能な廃棄物の処理体制（仕組み）の構築を進めます。

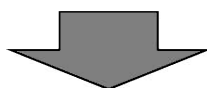
② 地球温暖化対策を進め、脱炭素社会の実現を目指します。

昨今、急速な気候変動の進展により、世界的な豪雨・洪水・台風や山火事等の災害の激甚化がみられ、本市においても令和3年1月の記録的な大雪や令和5年7月の大雨被害などの異常気象が多発しており、市民の安心・安全な日常生活が脅かされています。

「富山市地球温暖化対策推進計画」で定めた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、市民参加による循環型社会を形成する中で、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等に必要な財源をしっかりと確保し、脱炭素社会の実現を目指します。

③ 家庭ごみの有料化は国全体の施策の方針です。

国は、平成28年1月に市町村の役割として、「経済的なインセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」とし、家庭ごみの有料化は国全体の施策の方針として示され、既に全国3分の2の自治体で導入されています。また、令和2年度包括外部監査では、「一般廃棄物処理費用の有料化の是非を検討されたい。」との意見を受けており、必要な措置を講じることが求められています。



本市はこれまでも、脱炭素社会の実現に向け、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」に取り組み、その取り組みを発展させ、環境先進都市として、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等の選定を受けてきました。

家庭ごみの有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、将来世代の負担軽減等に有効な手段の一つであると考えており、本市が有料化制度を導入する場合の、基本的な考えについて、次章以降で示します。

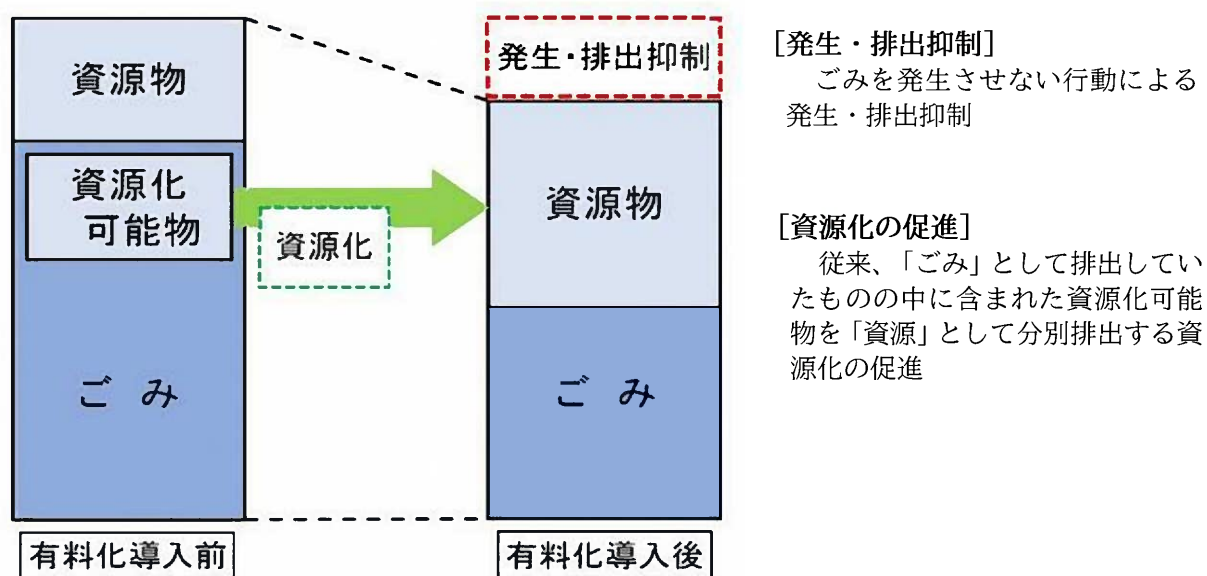
第2章 家庭ごみの有料化制度について

(1) 家庭ごみの有料化とは

「家庭ごみの有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」には該当しません。

有料化により、市民に費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、ごみの発生や排出の抑制、分別の徹底といった行動変容につながることで、ごみの減量化や資源化の推進が期待されます。

【有料化導入によるごみの減量イメージ】



(2) 国の動向

国は、前述のとおり、国全体の施策の方針として家庭系ごみの有料化を推進すべきであることを明確化し、市町村が有料化の導入や制度内容を見直す際の参考となるよう「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成しています。

また、令和3年6月に国がまとめた「地域脱炭素ロードマップ」には、脱炭素に向けた具体施策として家庭ごみ有料化が位置づけられたほか、ごみ処理施設を整備する際に国が支援する循環型社会形成推進交付金についても、有料化の導入を検討することが交付の要件とされています。

(3) 全国の有料化実施状況

令和7年4月現在、全国の自治体の約3分の2にあたる66.3%が、既に有料化制度を導入しています。

【全国市区町村の有料化実施状況（2025年4月現在）】

	総 数	有料化実施	有料化実施率
市 区	815	489	60.0%
町	743	544	73.2%
村	183	121	66.1%
市区町村	1,741	1,154	66.3%

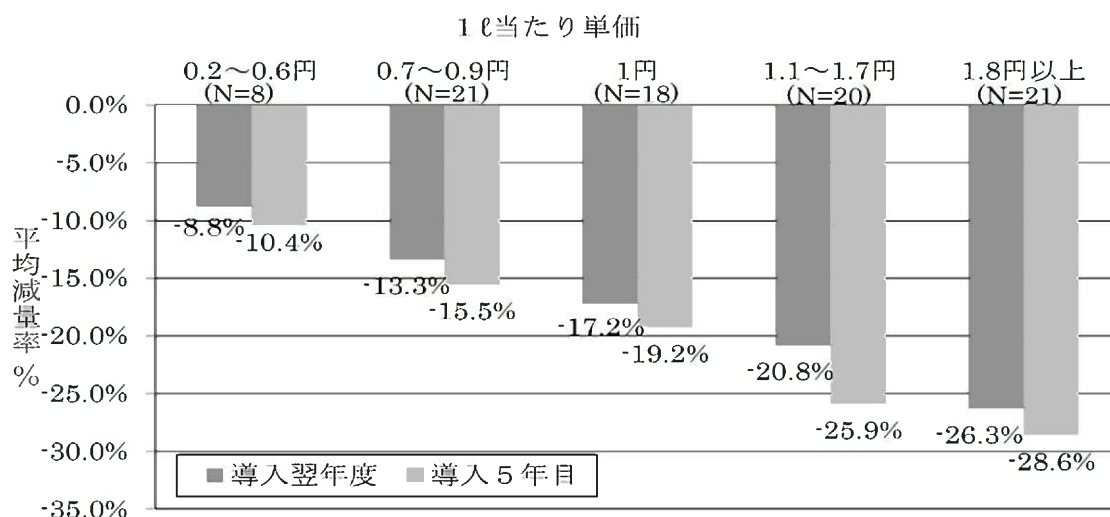
引用：ごみ減量資料室ホームページ掲載資料より（代表：山谷修作東洋大学名誉教授）

(4) ごみ減量の効果

平成17年（2005年）度以降に有料化制度を導入した自治体（88市）を対象とした調査によると、有料化導入の翌年度については、平均8.8%から26.3%の減量効果がみられ、手数料水準が高くなるほど減量効果も大きくなっていること、また、導入翌年度以降も減量効果が継続していることが確認できます。

また、有料化制度を導入している中核市においては、導入翌年度に約10%の減量効果がみられ、こちらも導入翌年度以降も減量効果が継続しています。

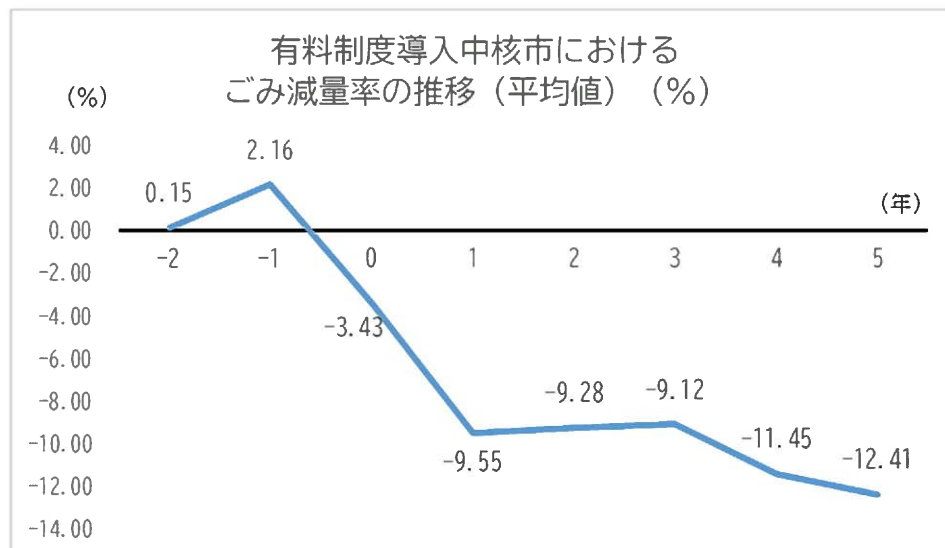
手数料水準と家庭系処分ごみ排出量の減量効果
(2005年度以降有料化導入・単純従量制 88市)



2018年2月実施

(注) 処分ごみは、資源物を含めない、可燃・不燃・粗大などのごみ。

出典：東洋大学山谷修作名誉教授ホームページ



※比較可能なデータを確認できなかった久留米市及び「一定量無料型」の料金体系を採用している佐世保市を除く。

※平均手数料単価 1.13 円/ℓ。（18 市）

（５）これまでの経過

本市では、これまでも家庭ごみの有料化について、他都市の事例等を調査・研究するなど、検討を進めてきましたが、令和２年度の包括外部監査の意見を受け、検討を加速化してきました。

時 期	内 容
平成 18 年度	・ 3 月策定の「第 1 次富山市一般廃棄物処理基本計画」において、ごみ処理費用の公平な負担のあり方の一つとして、また、ごみの減量化に有効な手段として、ごみの減量化家庭ごみの有料化について調査・研究することを明記 - 計画期間：（前期）平成 19 年度～平成 23 年度 （後期）平成 24 年度～平成 28 年度
平成 29 年度	・ 3 月策定の「第 2 次富山市一般廃棄物処理基本計画（前期計画）」において、ごみの発生抑制の促進に向けた主な施策として、家庭ごみの有料化の調査・研究を継続して進めていくことを明記 - 計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度
令和 2 年度	・ 包括外部監査において、「一般廃棄物処理費用の有料化の是非について検討されたい」との意見を受ける ・ 3 月議会で環境部長が「有料化検討の必要性がある」と答弁
令和 4 年度	・ 「家庭ごみ減量化施策についての意見交換会」を市内 7 か所で開催
令和 5 年度	・ 出前講座の新たなメニューとして「富山市のごみ減量化について～家庭ごみ有料化制度を考える～」を開始
令和 6 年度	・ 「家庭ごみ有料化制度検討支援業務」を実施 （令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）

(6) 期待する効果

家庭ごみ有料化の導入にあたっては、次のような効果を期待します。

① 意識と行動の変化による排出抑制効果

有料化により費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、改めてごみ分別排出への関心を高めることで行動が変化し、排出量の抑制や分別の徹底による資源化の推進に繋がることが期待されます。

② ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた負担とすることで、ごみの減量化に取り組んでいる方とそうでない方との間での公平性の確保が図られます。

③ ごみ処理に係る負担の軽減

ごみの減量化を図ることで、ごみ処理に係る経費の削減や既存施設の延命化、将来整備が必要になった際の焼却施設の規模の縮小など、将来の世代の経済的負担の軽減につながるとともに、環境負荷の軽減にもつながります。

④ 再生利用の推進

資源ごみの手数料を無料とすることで、分別の促進、資源回収量の増加が期待できます。また、リサイクルをさらに進める場合に必要となる財源をしっかりと確保し、取り組みの強化を図ります。

⑤ 環境先進都市としてのシビックプライドの醸成

脱炭素社会の実現に向け、ごみの減量化・資源化を進めることで、市民参加による循環型社会の形成を推進し、環境先進都市として、市民のシビックプライドの醸成を図ります。

第3章 家庭ごみの有料化制度の基本的な考え方について

(1) 有料化の対象品目

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」を対象（有料）とする考えです。

※次の品目は、対象外（無料）とする考えです。

- ・資源物 ・ボランティア清掃ごみ ・紙おむつ
- ・カセットボンベ、スプレー缶、ライター、リチウムイオン電池（内蔵の小型廃家電を含む）、包丁、割れたガラス等

家庭ごみを有料化している中核市の多くが（19市中18市）、ごみの減量化や資源化促進のため、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の両方を有料化の対象としており、本市も同様とすることを考えています。

なお、資源化を促進するため資源物を対象外とするほか、社会的・経済的な面での配慮が必要と考えられる品目や排出・収集時に安全面での配慮が必要な品目についても対象外とする考えです。また、子育て世帯等への支援を目的として、紙おむつについても、有料化の対象外（無料）とする考えです。

(2) 負担軽減措置

「生活保護受給世帯」を負担軽減の対象とする考えです。

社会的・経済的配慮が必要と考えられる場合、対象範囲（品目・対象者）を定め、一定数の専用ごみ袋を配布することで、負担の軽減を図りたいと考えています。

なお、負担軽減の期間や方法については、従来の福祉部門での施策との整合性や公平性等を踏まえながら、検討していきます。

(3) 有料化の方法

「専用ごみ袋方式」とする考えです。

「専用ごみ袋方式」は、これまで排出時に使用していた市販のごみ袋に代えて、「専用ごみ袋」を使用していただくもので、分かりやすく、使用する袋のサイズで、ごみをどれだけ排出しているかを容易に確認することができます。

一方で、「シール方式」については、排出量に応じて適正なシールを貼られているか確認することが困難であるなど、収集効率が低下するといった問題があります。

本市では、市民の皆様に分かりやすい制度であり、かつ制度の運用コストの低減を図ることが可能な「専用ごみ袋方式」を採用する考えです。

(4) 手数料の料金体系

「排出量単純比例型」とする考えです。

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」で示されている手数料の料金体系のうち、実施自治体の9割以上の団体が、「排出量単純比例型」を採用しています。

本市においても、負担のしくみが簡単で分かりやすく、ごみの減量に対する意識が働きやすいことから、「排出量単純比例型」を採用したいと考えています。

なお、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式（累進従量制）の「排出量多段階比例型」や排出量が一定量となるまでは手数料が無料、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式の「一定量無料型」は、共に制度の運用に要する負担が大きく、一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブが働きにくいなどの課題があります。

(5) 専用ごみ袋の種類

専用ごみ袋は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」の 共通袋とし、その容量は、10、20、30、45 リットルの4種類とする考えです。

また、環境に配慮した素材とし、広告スポンサーを募る考えです。

各家庭のごみの排出状況に見合ったサイズの専用ごみ袋を選択できるよう、また、減量化し、より小容量の袋を選択しようとする意識が働くよう、複数の容量の専用ごみ袋を作製します。

中核市においては、専用袋のサイズを4種類とする自治体が最も多く、県内他市町は3種類となっています。本市においては、排出状況に応じて、袋のサイズをより選択できるように10、20、30、45 リットルの4種類を作製する考えです。

なお、袋の色分け等については、製造コストの削減や使用頻度の少ない「燃やせないごみ」専用袋を購入する市民の負担への配慮や、目の不自由な方でも使用に問題が生じないよう、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は共通の袋とすることを考えています。

また、環境への配慮から、専用ごみ袋は植物由来の原料を配合する考えですが、製造コストが割高になることから、広告スポンサーを募ることなどの対応を検討します。

(6) 手数料の水準

専用ごみ袋の容量 1 リットルあたり 1.0 円程度とする考えです。

手数料の設定にあたっては、①ごみの排出抑制と分別徹底による減量効果、②周辺自治体における手数料水準、③市民の受容性等を考慮することとされています。

有料化によるごみの減量効果を期待するには、一定程度の手数料を徴収する必要がありますが、本市は、脱炭素社会の実現（市民参加による循環型社会の形成（ごみの減量化・資源化を推進））等を導入目的としているため、市民生活に過度な負担が生じないよう配慮したいと考えています。

中核市の平均は 1.13 円/ℓ（※）ですが、市民に過度な負担とならず、かつ、十分な減量効果を得ることなどを総合的に勘案し、本市の手数料の設定は 1 リットルあたり 1.0 円程度とすることを考えています。

（※）手数料平均の算出にあたっては、一定量無料型の料金体系を採用する佐世保市を除く。

中核市における手数料水準（19 市）

1ℓ 当たり単価	自治体名
0.7 円	八戸市、水戸市、下関市、大分市、那覇市
0.8 円	久留米市
1.0 円	山形市、金沢市、呉市、高松市、宮崎市
1.2 円	秋田市、長野市
1.3 円	鳥取市
1.4 円	松江市
1.9 円	八王子市
2.0 円	函館市、旭川市

※佐世保市は、年間 900ℓ／人まで無料で、超過分は 840 円／180ℓ（4.7 円/ℓ）

(7) 世帯負担額の試算

標準世帯（大人 2 人、子供 2 人）の負担額は、年額 3,600 円程度になると試算しています。（専用袋代込み）

＜参考＞使用する専用ごみ袋の容量に応じた負担額（月 10 回のごみ出しする場合）

10ℓの袋を毎回使用した場合…年 1,200 円（月 100 円）

20ℓの袋を毎回使用した場合…年 2,400 円（月 200 円）

30ℓの袋を毎回使用した場合…年 3,600 円（月 300 円）

45ℓの袋を毎回使用した場合…年 5,400 円（月 450 円）

＜参考＞市の手数料収入の試算

歳入	歳出	収支
666,900 千円	314,537 千円	352,363 千円

燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量：76,155 t / 年（R6 年度実績）を基準に試算

＜参考＞袋の販売価格

袋の容量	販売価格（税込）	
	10 枚入り	1 枚当たり
10ℓ	100 円	10 円
20ℓ	200 円	20 円
30ℓ	300 円	30 円
45ℓ	450 円	45 円

※ なお、家庭ごみ有料化の導入による経済的負担が最小限となるよう、市民に対しては、資源物の分別やコンポストの活用等による、ごみの減量化の手法について、積極的に提案していきます。

（８）今後のスケジュール（案）

有料化制度の導入を円滑に進めるためには、市民の皆様の理解と協力が重要です。

導入の目的やその仕組みについて丁寧に説明し、納得を得られるよう努めます。

他都市の例では、導入決定後（条例改正）から施行まで、概ね１年程度を要しており、本市においても、市民生活に混乱が生じないよう十分配慮する必要があると考えています。

＜スケジュール（案）＞

予定年度	内容
令和 7 年度	・ 有料化制度の内容検討 ・ 素案の公表、パブリックコメントの実施 ・ 制度（案）公表
令和 8 年度	・ 条例改正（富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例） ・ 住民説明会開催
令和 9 年度	・ 条例改正後、１年程度を目途に、有料化制度を開始

第4章 有料化制度の導入と併せて検討する事項

(1) 手数料収入の使途

有料化の手数料は、①専用ごみ袋の作成や②手数料の徴収に係る費用に充てるほか、「適正な分別排出に向けた啓発・広報活動」や「3R推進スクール事業、環境教育関連事業」など、更なるごみ減量化に相乗効果をもたらす施策に活用する考えです。

また、ごみ分別等を円滑に進めるための地域環境美化活動等への支援や地域と連携した不適正排出や不法投棄対策、資源回収活動への支援拡充、所得の低い方や子育て世帯への支援制度の創設などの形で、市民に還元します。

なお、単年度で使用しなかった予算は、基金に積み立てるなどし、将来世代の負担軽減に活用する考えです。

<使途の具体例>

施 策	具 体 例
① 資源循環型社会の形成	ア. 3R推進スクール事業、環境教育関連事業 イ. 適正な分別排出に向けた啓発・広報活動 ウ. 資源物の排出機会の創出（利便性の向上） エ. ディスポーザー排水処理システム、コンポスト等の普及啓発 オ. 官民連携によるごみ減量化施策
② 地域振興関連事業	ア. 地域環境美化活動等への支援 イ. 地域循環型のごみ減量化・資源化施策の推進 ウ. 集団回収活動への支援（報償金の拡充など）
③ 社会的要請による支援事業	ア. 高齢者等ごみ出し支援事業 イ. 生活保護世帯への支援

(2) 導入に向けた課題とその対応

有料化の導入に際し懸念される「不適正排出」や「不法投棄」などの問題については、官民が協力して解決にあたります。

① 不適正排出への対策

- ・ 適正な分別排出に向けた周知啓発、ボランティア分別指導員の養成
- ・ 新社会人、外国人、初めて一人暮らしをする方へのごみ出しルールに関する出前講座

② 不法投棄への対策

- ・ 不法投棄パトロールの強化

(3) 市民への制度周知等

- ① 意見交換会や出前講座、ワークショップ等を開催し、市民へ制度の周知に努めます。
- ② 市民のごみ減量化に向けた活動の機運を醸成するため、「富山市版もったいない運動」の展開や「燃やすしかないごみ」の導入を検討します。

≪富山市版「もったいない運動」の展開≫

制度の導入を円滑に進めるためには、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

制度素案の公表の際には、パブリックコメントを実施するほか、住民説明会などで、広く市民のご意見をお聞きしながら、理解していただけるよう努めます。

有料化導入に向けては、「富山市版もったいない運動」を展開し、日本人が古来大切にしてきた「もったいない」という、「そのモノが持つ価値を十分に生かし切れていないことを惜しむ」という精神を、市民に広め定着させることを目指します。

具体的には、3Rの推進をはじめ、自然の恵みに感謝し資源の浪費を抑制した循環型社会を創るため、身近な取組みの周知啓発を図り、市民の環境意識の醸成を図ります。

≪「燃やすしかないごみ」の導入検討≫

有料化の導入による減量効果を得るためには、市民の皆様のごみの発生抑制及び適正な分別排出へのご協力が必要不可欠であることから、広報とやまやホームページ、出前講座などを通して、きめ細やかな周知啓発を引き続き行います。

また、市民の行動変容を促す取り組みとして、家庭ごみの有料化制度の開始と併せて「燃やせるごみ」から「燃やすしかないごみ」に改称することなどを検討します。

(4) 制度の評価と見直しの考え方

- ① 有料化制度の実施状況や効果について、毎年点検を行います。
- ② 制度の見直しは、ごみ処理基本計画と合わせて5年毎に行います。